

平成22年9月24日

農業委員会だより

発行●八峰町農業委員会 秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田118番地 TEL:0185-76-4611

遊休
農地

再生利用の可能性を求めて

農地の利用状況データ化へ、農業委員が巡回調査



委員総出の調査 出発前に打ち合わせを行う

■農地パトロールを兼ね、委員総出で巡回

農業委員会は8月27日、委員総出で農地利用状況調査を行いました。これは改正農地法によって年1回の実施が義務づけられたもので、これまで農業委員会が毎年9月中～下旬に行ってきた**農地パトロール**を兼ねています。

今回は**埴川地区を重点地域**に設定。同地区を6ブロックに分け、1班3名の6班編成で巡回して、農地が適正に利用されているかどうかを調査しました。



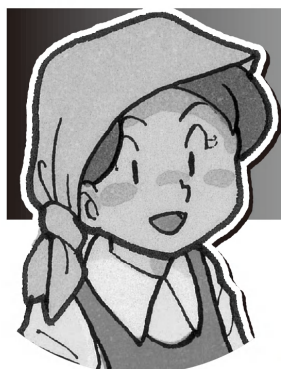
班別に受け持ち区域を図面で確認 いざ出発

■データの有効利用で遊休農地解消へ

この調査は、**遊休農地解消対策**の一環でもあります。巡回調査によって遊休化している農地を拾い上げ、①比較的容易に再生利用できそうな農地、②重機使用などある程度の工事を要する農地、③再生不能と思われる農地——など**荒廃の程度別にデータ化**し、今後の解消対策に役立てよう、というわけです。

貸借により借り手が再生する場合には国・県の支援が、また地主が自ら再生する場合には県単の支援があります。**再生利用をお考えの方は、ぜひ農業委員会までご相談ください。**

◆裏面には、「知って得する農業者年金Q&A」(No.3)を掲載しています◆



Q: 農業者年金には税制面で何かメリットはありますか？

**A: ● お支払いいただいた保険料は全額社会保険料
 ● 控除の対象になるので税金が安くなります！**

加入者が支払った保険料は、納税申告の際、その**全額が社会保険料控除の対象**となりますので、**所得税・住民税が節税**になります。

節税額は適用される税率や保険料額によって差がありますが、支払った保険料の15%以上になります。

また、保険料などの年金資産は農業者年金基金が運用していますが、その**運用収益は非課税**です。

さらに、将来受け取る農業者年金は、**公的年金等控除の対象**となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは非課税です。

つまり、公的年金として入口から出口まで税制面の優遇措置が付いています。

保険料支払いによる節税効果(所得税・住民税)試算

税率	加入者の支払った保険料が			
	月額1万円 (年額12万円) の場合	月額2万円 (年額24万円) の場合	月額5万円 (年額60万円) の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円) の場合
15%	1万8千円	3万6千円	9万円	12万1千円
20%	2万4千円	4万8千円	12万円	16万1千円
30%	3万6千円	7万2千円	18万円	24万1千円

(注) 保険料支払後も保険料支払前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

奥様などご家族の方の保険料を、ご主人が自身の保険料と併せて支払った場合も、そのすべての保険料額がご主人の社会保険料控除の対象になります。



農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

●農業者年金に関するご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

**お問い合わせ先
 八峰町農業委員会**

〒018-2502 八峰町峰浜目名瀧字目長田118番地
 TEL : 0185-76-4611 FAX : 0185-76-2203
<http://www.town.happou.akita.jp/index.php?pid=50>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！